

市営住宅での移動販売に係る注意事項

遵守事項

(1) 販売日及び販売時間

市と移動販売事業者の協議により決定した日及び時間の範囲内で販売すること。
なお、販売時間は午前9時から午後6時までの間で決定すること。

(2) 販売場所

市と移動販売事業者の協議により決定した場所の範囲内で販売すること。

(3) 許可証の表示

移動販売事業者は、販売を行うときは、市営住宅移動販売許可証を使用する車両の外部から見える位置に表示すること。

許可の取消し

(1) 次の申請要件のいずれかに該当しなくなった場合

- ・市内に事務所又は事業所を有する者であること。
- ・移動販売を行うために必要な保健所等の許可を受けている者であること。
- ・市と地域見守り活動に関する協定等の締結（予定）者であること。

(2) 次のいずれかに該当した場合

- ・申請書の内容に虚偽があった。
- ・移動販売が市営住宅の入居者、周辺住民等に危険や被害を及ぼすおそれがある。
- ・遵守事項に違反するなど移動販売事業者として適さないと認められる。
- ・市営住宅の管理上必要があると認められる。

許可の有効期間及び更新

(1) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可を受けた年度の年度末までとする。

(2) 許可の更新

許可の更新を受けようとする場合は、許可を受けた年度の1月末日から3月末日までの間に申請書を提出しなければならない。

損害賠償

- ・移動販売事業者は、市営住宅敷地その他の市営住宅施設に汚損、破損その他の損害を与えたときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ・移動販売事業者は、入居者、周辺住民等に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ・移動販売を行うに当たり、移動販売事業者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。